



広島県港湾振興課から大切なお知らせです。

全てのプレジャーボートについて 係留保管場所の 県への届出が義務化されました。

広島県では、プレジャーボートを適正な場所で係留保管していない放置艇が多数存在しています。それらが船舶航行の支障、津波・高潮・洪水災害時の被害の助長、油流出などの問題を引き起こすおそれがあることから、プレジャーボートを所有している方に、係留保管場所の県への届出を義務付けました。ついては、期限内に届出書を提出してください。

届出義務の有無の判断フローチャート

【スタート】

プレジャーボートを係留保管している場所は、広島県内ですか？

いいえ

広島県での【手続は不要】

各自治体の規定に従って、適正に係留保管してください

はい

係留保管している場所はどこですか？

- ア 公営・民営のマリーナ、ポートパークなど
- イ 市が管理する港湾・漁港
- ウ 県が管理する港湾・漁港

港湾・漁港の確認はこちら→



ウ

県から許可を受けた場所ですか？

（県建設事務所・広島港湾振興事務所が発行する、有効期間内の
「小型船舶用泊地等使用許可書」
「水域占用許可書」
をお持ちの方は、許可を受けています）

ア

イ

市から許可を受けた場所ですか？

はい

いいえ

保管場所
確保後

いいえ

はい

適正な係留保管場所を確保してください

- ・県又は市が指定する「小型船舶用泊地」の使用許可申請を行い、許可を受ける
 - ・公営・民営のマリーナ、ポートパーク等へ移動する など
- 〔※禁止区域に無許可で係留している場合、撤去指導の対象となります〕

県へ係留保管場所の【届出が必要】

ウラ面を確認し、必要書類を提出してください

いいえ

「水域占用許可」を受けている

県から受けている許可は、「小型船舶用泊地等使用許可」ですか？

はい

県へ係留保管場所の【届出は不要】

適正な係留保管場所を確保せず届出書を提出しない場合、罰金刑が科されることがあります。

係留保管場所の届出について

	令和3年4月1日以降に プレジャーボートを新規取得(中古艇を 含む。)した場合	令和3年3月31日以前から プレジャーボートを所有している場合
提出期間	取得した日から30日以内 (相続の場合は, 3か月以内)	令和5年4月1日～令和7年9月30日
提出書類	①新規届 (プレジャーボート係留保管施設等届出書) ②係留保管施設等に係留していることが分かる書面 (マリーナ等の施設との契約書や係留許可書の写し, 係留する水域を管理する 市の許可書の写しなど)	
備考	県が指定する「小型船舶用泊地」の使用許可を受けている方は, 届出をしたもの とみなされるため, 届出書の提出は不要です。 (小型船舶用泊地にプレジャーボートを係留するには, 県への申請が必要です。)	

届出書の提出方法

①各事務所の窓口

係留保管施設等に係留していることが分かる書面を持って, 管轄の事務所の窓口へお越しください。

②郵送

管轄の事務所へ, 提出書類を郵送してください。
届出書の様式は, 広島県のホームページからダウンロードすることができます。

[広島県 係留保管場所届出](#) [検索](#)

③オンライン手続

「広島県電子申請システム」で,
スマホやパソコンから届出ができます。

[広島県電子申請システム](#) [検索](#)

[新規届はこちら→](#)



小型船舶用泊地 とは？

既存の港湾・漁港の静穏水域を, 順次「小型船舶用泊地」に指定し, プレジャーボートの係留を可能としていきます。

◆県が管理する港湾・漁港の「小型船舶用泊地」に係留するには, 県の管轄事務所へ
許可申請が必要です。

※市が管理する港湾・漁港の小型船舶用泊地については管轄の市にお問い合わせください。

◆令和7年度からは, 「小型船舶用泊地」の
使用料の支払いが必要です。

◆放置等禁止区域に無許可で係留している
場合, 撤去指導の対象となります。

届出の提出先(お問い合わせ先)

係留保管場所	管轄事務所	電話番号
広島市, 江田島市, 安芸郡	西部建設事務所 管理第一課 管理第二係 (〒732-0816 広島市南区比治山本町16-12)	082-250-8150
呉市	西部建設事務所呉支所 管理課 管理第一係 (〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25)	0823-22-5400(代表)
大竹市, 廿日市市	西部建設事務所廿日市支所 管理用地課 管理係 (〒738-0005 廿日市市桜尾本町11-1)	0829-32-1145
東広島市, 竹原市, 大崎上島町	西部建設事務所東広島支所 管理課 管理第一係 (〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10)	082-422-6911(代表)
福山市	東部建設事務所 港湾課 港営係 (〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1)	084-921-1311(代表)
三原市, 尾道市	東部建設事務所三原支所 管理課 管理第二係 (〒723-0015 三原市円一町二丁目4-1)	0848-64-4264
広島港区域などの水域占用	広島港湾振興事務所 港営課 管理第二係 (〒734-0011 広島市南区宇品海岸二丁目23-53)	082-251-7141
(制度に関するお問い合わせ)	土木建築局 港湾振興課 海域管理グループ	082-513-4038